

議案第278号

地下鉄乗降中の事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、地下鉄乗降中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

地下鉄乗降中の事故による損害賠償額の決定について

地下鉄乗降中の事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市城南区 [REDACTED] [REDACTED]	459,611円

2 事件の概要

- (1) 令和2年5月13日午後零時40分頃、地下鉄七隈線野芥駅のホームにおいて、相手方 [REDACTED] 氏が、天神南行きの列車に乗車した後、同人に続いて視覚障がい者である同行者が乗車しようとした際、交通局運輸部橋本乗務事務所所属の乗務員が、同行者が乗車を終える前に当該列車の扉を閉める操作を行ったため、同行者に対し車内から手を伸ばした相手方が当該扉に挟まれ、同人を負傷させ、損害を与えた。
- (2) 本市は、相手方の生活維持の観点から、同人の治療費等について、損害賠償の内払いを行った。
- (3) 令和2年8月、相手方の症状が固定したことから、本市は、同人と協議を行い、上記の損害賠償額で同意を得たものである。